

MHM Asian Legal Insights

第 36 号 (2015 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ベトナム : 投資法・企業法の改正(上) – 新たな投資手続のポイント –
2. タイ : 投資委員会による新投資戦略の公表
3. シンガポール : 船舶の差押え(アレスト)

今月のコラム – ガンジス川を訪れて –

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 36 号 (2015 年 2 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ベトナム: 投資法・企業法の改正(上) – 新たな投資手続のポイント

一 総論

2014 年 11 月 28 日に閉幕した国会(第 13 期国会第 8 回会議) (「第 8 回国会」) において、投資法及び企業法の改正法(以下、それぞれ「改正投資法」及び「改正企業法」) が可決されるに至りました。改正投資法及び改正企業法は、いずれも 2015 年 7 月 1 日より施行されます。

今般の改正は外国投資に重要な影響を与える重要な改正であることから、本号と次号に分けて説明します。本号では、主に、改正投資法の重要なポイントについて、改正企業法のうち投資手続に関連するポイントにも触れつつ説明し、次号では、改正企業法の重要なポイントについて説明します。

二 改正投資法について

1 投資許可証から投資登録証への変更、出資期限の変更

現行投資法上、外国投資家 (foreign investor) がベトナムに投資する場合には、事前に投資プロジェクトを特定した上で投資許可証 (investment certificate) を取得する必要があります。2014 年 6 月 24 日に閉幕した国会(第 13 期国会第 7 回会議) (「第

MHM Asian Legal Insights

7 回国会)において提出された投資法の改正草案の段階では、投資許可証から投資登録証 (investment registration certificate) に改めるとともに、条件付投資分野以外については、投資登録証の取得手続を不要とする旨提案されていました。

しかしながら、改正投資法の下では、外国投資家は、一律、投資登録証を取得する必要があり、その後、改正企業法の規定に従って、会社の設立手続を行うこととなります (改正企業法では、企業登録証 (enterprise registration certificate) の取得に必要な申請書類の一つとして投資登録証の提出が求められています。)。一方、外国投資家によるベトナム企業への出資や株式取得等の場合、当該出資や株式取得等の登録手続を行えば足り、投資登録証の取得は不要とされています。

なお、この投資登録証は、発行機関 (計画投資省・工業団地等を指します。) によって申請書類が受理されてから 15 日以内に発行されると規定されており、投資登録証の発行を拒絶する場合には、発行機関は当該拒絶の理由を書面で明らかにする必要があります。もっとも、かかる法定期間が発行機関によって遵守されるか否かについては、実務運用を待つ必要があるものと思われます。

なお、一定の重大なプロジェクトに関しては、投資登録証の取得に際し、事前に国会、首相又は省レベルの人民委員会の承認を得る必要があります。

なお、現行企業法の下では、有限責任会社に対する株主による出資の期限は企業登録証 (enterprise registration certificate) が発行された日から 36 ヶ月を越えてはならないと規定されていますが、改正企業法の下では、かかる期限が 90 日以内に短縮されたため、出資に関する資金調達のスケジュールについて留意する必要があります。

2 「外国投資家」とみなされる現地法人の範囲

現行投資法下では、外資の保有割合が 49%以上の会社が生子会社を設立する場合には、「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならないと規定されています。

この点、第 8 回国会で検討された草案では、外資の保有割合が 51%を超える会社が生子会社を設立する場合に限って、「外国投資家」と同様の投資手続を負担すると規定されていました。すなわち、当該草案によれば、外資の保有割合が 51%以下の会社が生子会社を設立する場合には、「内資企業」と同様の投資手続をとれば済むことになるため、外資が支配権を有する株式会社 (改正企業法では株主総会の普通決議事項は 51%以上で可決できると規定されています。) の子会社であっても、理論上、「内資企業」と同様のビジネスを行うことが可能になり得るのではと期待されておりました。

しかしながら、最終的に改正投資法では、外資の保有割合が (「51%を超える」ではなく) 51%以上の会社が生子会社を設立する場合には、「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならないと規定されたため、外資が支配権を有する子会社は、やはり「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならないことになりま

MHM Asian Legal Insights

した。

もつとも、上記のとおり、現行投資法における基準は「49%以上」であるところ、改正投資法では「51%以上」へと若干基準が緩和されることとなります。すなわち、改正投資法の下では、例えば、外資の保有割合が50%の会社であっても、「内資企業」と同様の投資手続のみで済むこととなります。

	現行法	第8回国会で検討された改正草案	改正投資法
「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならない場合	外資の保有割合が49%以上	外資の保有割合が51%超	外資の保有割合が51%以上

弁護士 埴 晋

☎ 03-6212-8362

✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com

2. タイ：投資委員会による新投資戦略の公表

タイの投資委員会 (BOI) は、2014年12月、新投資促進戦略 (Seven-Year Investment Promotion Strategy (2015-2021)) (「新戦略」) の詳細を公表しました。新戦略の実施期間は2015年から2021年までの7年間とされており、2015年1月1日以降に投資申請書が受領された案件から適用されています。従前から奨励を受けていた案件や、2015年1月1日以前に受領された案件については、従前の投資恩典制度 (「旧制度」) の適用を受けることとなります。以下では新戦略の概要を紹介しますが、新戦略では、従来投資奨励の対象とされていた事業の一部が対象から除外されている等、旧制度よりも厳しくなっている点もあることに注意が必要です。

1. ゾーン制の廃止

新戦略では、旧制度で採用されていたゾーン制 (全国を3つのゾーンに分け、バンコク首都圏から離れるに従って恩典を厚くする制度) が廃止され、原則として立地に関係なく事業ごとに付与される恩典が定められています。対象となっている事業は、その重要度に応じて、①法人税の免除を受けられるグループ A (その中で A1~A4 と分類されています。)、②法人税の免除を受けられないグループ B

MHM Asian Legal Insights

(その中で B1、B2 と分類されています。)に分類されており、最も優遇を受ける A1 に分類される事業 (15 業種が該当するとされており、具体的には、研究開発事業、バイオテクノロジー事業、航空機製造業等、一定程度高度な技術が必要とされる事業が多く含まれています。)では、最大で 8 年間の法人税の免除を受けることができるとされています。また、法人税免除については、事業のために要した費用又は投資額の最初の 3 年間の売上高に占める比率又はその金額に応じて、最大 5 年間 (A3 及び A4 については最大 3 年間) 法人税免除期間を延長することが可能とされています。なお、冒頭にも記載したとおり、旧制度では投資奨励の対象とされていた事業のうち、53 の事業についてその対象から除外されています。

2 奨励事業に使用できる中古機械の利用制限

新戦略では、製造日から輸入日までの期間が 5 年を経過した中古機械については、関税や付加価値税を支払ったとしても、奨励事業に利用することはできないとされています。旧制度では、このような中古機械の利用自体を制限する規定は存在しませんでした。なお、中古プレス機械については例外的に、製造日から輸入日までの期間が 10 年以内であれば奨励事業に利用することが認められています。

3 投資奨励地域の設定

新戦略では、所得の低い 20 県が投資奨励地域として指定されており、かかる地域に立地した場合には、追加の恩典として、①法人税免除期間が 3 年間延長可能となり、②奨励事業の収入発生日から 10 年間、輸送費、電気代及び水道代の 2 倍の控除が認められ、また、③インフラ設置・建設費の 25% を、奨励事業の収入発生日から 10 年以内であれば通常の減価償却に加えて控除することが認められます。

弁護士 二見 英知
☎ 66-2-266-6485 (バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com
hidetomo@ctlo.com

弁護士 茨木 雅明
☎ 03-6266-8927
✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

3. シンガポール：船舶の差押え (アレスト)

シンガポール港は東南アジアの海上輸送のハブとして世界有数の取引高を誇り、コンテナ船をはじめとする多数の船舶が寄港します。船主のデフォルトなど船舶に関連して債権を回収する必要がある場合には、船舶のアレスト (船舶の自由航行を阻止する司法手続き、いわゆる船舶だ捕) が有用な手段の一つとなりますが、世界中を移動するという船舶の特殊性から、アレストを行う場合には、的確なリーガルサポートを得た上で、船舶の寄港地で迅速にこれを行うことが必要となります。シンガポールは、寄港する船

MHM Asian Legal Insights

船数が多いことに加え、法制度等の点でアレストを迅速に行うためのインフラが整っていることから、船舶のアレストが比較的活用されています。

他方、日本での近時の動きとしては、現在、海商分野の法改正が検討されており、先月公表された法制審議会商法（運送・海商関係）部会の「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案のたたき台」には、船舶先取特権の範囲を限定するなど、船舶のアレストに影響し得る改正提案も盛り込まれているところです。

そこで今回は、日本法と比較しながら、シンガポール法によるアレスト制度の概要を簡単にご紹介します。

(1) アレストの根拠となる権利の範囲

シンガポールでは、船舶のアレストを行うには、High Court（Admiralty Jurisdiction） Act に規定される海事請求権を有することが必要です。海事請求権が認められる者の例としては、船舶抵当権及び船舶先取特権（判例法により形成された maritime lien、制定法上の statutory lien）の保有者が挙げられます。

他方、日本では、船舶抵当権や船舶先取特権（商法 842 条、船舶の所有者等の責任に関する法律 95 条、国際海上物品運送法 19 条等）の保有者に加え、（シンガポール法の海事請求権に該当しないような）単純な金銭債権を有する者による船舶のアレストも可能であり、この点でアレストを行うことが可能な者の範囲はシンガポールに比べると広いと言えます。なお、船舶先取特権については、前記の商法の改正として、主に海商法の国際的ハーモナイゼーションの観点等から、現在、競売費用や最後の港（競売をする時において船舶の存在するところ）における保存費等の先取特権を削除することが検討されています。

(2) アレストの方法

シンガポールでは、権利（海事請求権）を確定する訴訟手続きの一環として船舶のアレストが行われます。原告は、請求内容が記載された呼出状（writ of summon）に加え、差押えを求める宣誓供述書（affidavit）を提出し裁判所から差押状（warrant of arrest）を取得します。差押状が送達されると船舶は保安官（sheriff）の管理下に入り、自由な航行が制限されます。船主等が保証金（security）を提供することにより船舶の解放を申し立てることが可能であり、船舶の運航への影響を限定するために活用されています。

これに対して、日本では、権利確定のための訴訟とは別の手続きとして、民事執行法や民事保全法の規定に基づきアレストを行います。船舶執行申立て前の船舶国籍証書等の取上執行等の方法（民事執行法 115 条 1 項）を例にとると、債権者が請求債権を有し、かつ、保全の必要性（これはシンガポール法では要件とされていない点です。）があることが必要になります。具体的には、請求債権については執行力ある債務名義でなければならず、また、保全の必要性については、船舶執行申立て前に船舶を拘束しないと、入港後短時間で出航し、船舶執行をすることが困難になるといった事情を

MHM Asian Legal Insights

疎明する必要があります。そして、引渡命令が下され、船舶国籍証書等が執行官に取上げられることにより船舶の自由航行が制限されます。債務者が保証金を提供することにより船舶を解放する手続きがある点は日本法でも同様です。

以上のとおり、アレストが認められるための要件のうち「保全の必要性」を要求する点等は日本法の方がシンガポール法よりも厳格であるといえる一方、アレストができる権利者の範囲は日本法の方が広いといえます。アレストを検討する場合には、一般に“アレストフレンドリー”と認識されている法域か、ということを超えて、実際に保有する権利に即し、対象となる法域におけるアレストの要件や手続を個別に吟味することが重要です。

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ 65-6593-9762 (シンガポール)

☎ 95-1-255-137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmiapan.com

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

✉ ryutaro.kawamura@mhmiapan.com

弁護士 緑川 芳江

(シンガポール Allen & Gledhill 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8703

✉ yoshie.midorikawa@mhmiapan.com

今月のコラムーガンジス川を訪れてー

インド、と聞いて皆様は何を思い浮かべられるでしょうか。

タージ・マハル、カレー、ターバン、混沌とした街並み・・・

昨夏、インドへの赴任が決まった際、私が真っ先に思い浮かべたのはガンジス川でした。インドに傾倒しガンジス川沿いで住み込みで働いた経験を持つ高校時代の友人から、ガンジスを訪れなければインドに来た意味がない、と聞いていたこともあるかもしれません。ヒンドゥー教徒にとっての聖なる川を一度体感してみたい、と思っていました。

インドに赴任してひと月半が経ち、新しい環境にも慣れて来た頃、ガンジスの河岸にあるヒンドゥー教の聖地ヴァラナシを訪れました。ヴァラナシにはガンジス川に沿って多くの沐浴場（ガート）があり、インド全土からヒンドゥー教徒が集まります。ヒンドゥー教では、死後、遺体をガンジス川の河岸で火葬に付し、遺灰をガンジス川に流すことが死者に対する最大の敬意の表し方とされていることもあり、河岸には 24 時間稼働している火葬場も設けられています。

ヴァラナシに到着した日、早速夕刻のガンジス河岸に立ってみました。ヴァラナシを訪れる前は水質汚染も激しいやに聞いていましたが、目の前のガンジス川は穏やかで、思っていたより広い川幅に豊富な水を湛えてたおやかに流れており、時を忘れさせ



MHM Asian Legal Insights

てくれる佇まいでした。実際、川面を見ているとあっという間に1時間が過ぎていました。

翌朝、ガンジス川でご来光を拝むべく5時前に起床し、まだ暗い中を河岸に向かいました。道には同じようにガンジス川に向かう多くのヒンドゥー教徒がいます。ガンジス川に着くと日の出前にもかかわらず、河岸はこれから沐浴をする人で溢れ返っていました。彼らの邪魔にならないよう、ボートで川に漕ぎ出しました。ボートの上から見るガンジス川は昨夕と同じくやはり泰然と流れています。川の中州に到着すると、ボートから降り、そっとガンジス川に入ってみました。水は思いのほか温かく、体を浸してみると何か包み込まれる感覚を覚えました。しばらくすると目の前で朝日が昇り始めました。その朝日に向けて周りのヒンドゥー教徒が一斉に祈りを捧げる姿は荘厳で、私はガンジス川に身を沈め、ただただその空気に浸っていました。



後日、インド駐在経験のある先輩弁護士から、ガンジス川は感染症の温床なので医者から絶対に入るなと言われた旨を聞かされることとなりましたが、ガンジス川に浸かりながら拝んだ朝日は一生忘れることのできない光景となりそうです。

弁護士 臼井 慶宜
(ムンバイ AZB 法律事務所出向中)

セミナー・文献情報

- セミナー 『シンガポール地域統括会社を構築・活用する際の法務・税務戦略』
開催日時 2015年3月12日(木) 13:30~16:30
講師 関口 健一
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- 論文 「中国における知識産権法院の設立~裁判管轄の変更などの訴訟実務に与える影響~」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.1 2015年1月15日刊
著者 小野寺 良文

NEWS

- **バンコクオフィス開設のお知らせ**
当事務所は、バンコクオフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

MHM Asian Legal Insights

当事務所は、2012年にシンガポールオフィス、2014年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様にはリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知 弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを設けることを決定いたしました。

バンコクオフィスでは、35年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米 正剛 弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知 弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司 弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

バンコクオフィスの開設については、2015年春のスタートを目指しております。具体的な開設日、開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

➤ **Chambers Asia 2015 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia 2015 で、当事務所は 15 の分野で上位グループにランキングされ、29 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com